

# 資 料 編

大気環境 .....	( 1 )
騒音・振動・悪臭 .....	(11)
水環境 .....	(19)
土壌環境・地盤環境 .....	(31)
廃棄物・資源循環 .....	(39)
自然環境 .....	(41)
組織・法体系等 .....	(47)
環境行政年表 .....	(53)
その他 .....	(71)



# 大 気 環 境

## 目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村（平成21年度）	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧（平成21年度）	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要	(5)
表 7	大気汚染防止法、電気事業法及びガス事業法に基づく種類別、 区域別ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 9	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移	(10)



表1 大気汚染に係る環境基準

項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	(昭和48年5月16日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、1日平均値が0.04ppm以下であること。	(昭和63年7月11日環境庁告示) 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、1日平均値が10ppm以下であること。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあり、かつ、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。

(注) 光化学オキシダントは、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

2 有害大気汚染物質

物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
評価方法	(平成9年2月4日環境庁告示) 同一地点における1年間における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	(平成9年2月4日環境庁告示)	(平成9年2月4日環境庁告示)	(平成13年4月20日環境庁告示)

3 ダイオキシシン類

物質名	ダイオキシシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(資料) 環境部調べ

表2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染常時監視

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> ) 〔二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 一酸化窒素 (NO)〕	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	非分散形赤外分析計法
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法
光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法
炭化水素 (HC) 〔非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH <sub>4</sub> )〕	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法

2 有害大気汚染物質

測定項目	測定方法
アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ブタジエン ベンゼン	ガスクロマトグラフ質量分析法
アセトアルデヒド ホルムアルデヒド	高速液体クロマトグラフ法
ニッケル化合物 クロム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法
マンガン及びその化合物 ヒ素及びその化合物	原子吸光法又は誘導結合プラズマ発光分析法
水銀及びその化合物 ベンゾ(a)ピレン	水素化物発生原子吸光法又は水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法 冷原子吸光法
酸化エチレン	高速液体クロマトグラフ法 ガスクロマトグラフ質量分析法

3 ダイオキシシン類

ダイオキシシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法
----------	--------------------

(資料) 環境部調べ

表 3 大気汚染測定局が設置されている市町村（平成21年度）

区域	市町村名	測定局数		
		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	合計
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村（一般国道23号以南の地域）	20	13	33
東三河区域	豊橋市、豊川市（旧豊川市及び旧御津町地域）、蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	10	2	12
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町、飛島村（名古屋区域以外の地域）	11	5	16
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（旧豊田市地域）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町	11	3	14
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	10	1	11
その他区域	岡崎市、豊川市（東三河区域以外地域）、安城市、西尾市、田原市（東三河区域以外地域）、南知多町、美浜町、一色町、幡豆町、幸田町	11	4	15
計	46市町村（33市12町1村）	73	28	101

(注) 1 平成22年3月末現在  
 2 測定局は、県及び大気汚染防止法上の政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）が設置したものが対象である。  
 3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。  
 (資料) 環境部調べ

表 4 測定局及び測定項目一覧（平成21年度）

〔一般環境大気測定局〕

区	番	城	測定局	所在地	測定項目										備考
					二酸化硫酸	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	酸化窒素	風向・風速	温度・湿度				
名古屋	1	国設名古屋大気環境測定所	千種区磨子殿 21-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	2	愛知工業高校	北区福徳町字広瀬島 350-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	3	中村保健所	中村区名薬町 4-7-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	4	滝川小学校	昭和区滝川町 131	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	5	市衛生研究所	瑞穂区篠山町 1-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	6	八幡中学校	中川区元中野町 2-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	7	中川保健所	" 高畑一丁目 223	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	8	富田支所	" 春田三丁目 215	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	9	南陽支所	港区春田野三丁目 1801	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	10	惟信高校	" 惟信町 2-262	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	11	白水小学校	南区松下町 2-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	12	守山保健所	守山区小幡一丁目 3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	13	志段味支所	" 大字下志段味字瑞穂 1300-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	14	大高北小学校	緑区大高町字野屋川 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	15	鳴海配水場	" 桃山四丁目 905	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	16	名東保健所	名東区上社二丁目 50	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	17	天白保健所	天白区島田二丁目 201	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
城	名古屋市管理測定局 小計				3	16	0	14	12	1	16	1			
	(名古屋市内計)				4	17	1	15	13	2	17	2			
	東海市名和町				○	○	○	○	○	○	○	○			
	東海市横須賀小学校				○	○	○	○	○	○	○	○			
	新舞子保育園				○	○	○	○	○	○	○	○			
名古屋区域計				5	20	1	18	16	3	20	3				

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目										備 考
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度				
東 河 区	21	大崎	豊橋市大崎町字柿ノ木16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	橋石	〃 石巻町字西浦16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	市二川	〃 大岩町字東郷内111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24	管理	〃 野依町字上ノ山33-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25	野依	〃 野依町字上ノ山33-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	26	吾妻	〃 吾妻町84-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東 三 河 区	27	富本	〃 富本町字国廻20-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28	管理	豊橋市管理測定局小計	3	6	0	6	5	1	6	1	1	1	
	29	豊川市役所	豊川市金屋町3-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30	御津南部小学校	〃 御津町御馬加美15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区	31	御幸町	蒲郡市御幸町3350	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	32	田原市給食センター	田原市加治町石井戸66-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	東三河区 小計		6	10	0	10	9	1	10	1	1	1	
	34	一宮市松蔭通	一宮市松蔭通7-27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	35	一宮市小信中島	〃 小信中島字川南12-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	36	一宮市大岡川消防署	〃 木曾川町黒田字北宿二ノ切247-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	37	津島市埋田町	津島市埋田町2-123-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38	犬山消防署	犬山市大字五郎丸字下瀬田1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	39	江南市古知野町	江南市古知野町花霞74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	40	岩倉市本町	岩倉市本町出口白山1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	41	弥富市役所	弥富市前須町南本田379-1、379-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区	42	豊山町豊場	豊山町大字豊揚字城屋敷117	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	43	あま市伊福小学校	あま市七宝町伊福字河原28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44	飛島村松之郷	飛島村大字松之郷1-41-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<b>尾張区 小計</b>				<b>3</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目										備 考
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度				
陸 区	42	豊田市北部	豊田市加納町西股75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	43	市東部	〃 笠菜町4-758-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44	市中部	〃 三軒町6-23-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	45	市南部	〃 竹元町南細畔3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	46	管理	豊田市管理測定局小計	4	4	1	4	4	3	4	3	4	3	
	47	小牧高校	小牧市小牧一丁目321	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	48	知立市役所	知立市広見3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	49	尾張旭市東大道町	尾張旭市東大道町山の内2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
城	50	豊明中学校	豊明市二村台2-25-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	51	日進市五色園	日進市五色園2-2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	52	東郷町春木	東郷町春木字申下1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	53	長久手中学校	長久手町大字岩作字権代30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<b>内 陸 区 小計</b>				<b>7</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>3</b>	<b>11</b>	<b>3</b>	<b>11</b>		
衣 浦 区	54	半田市青年の家	半田市東洋町1-3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	55	衣浦排水機場	〃 州の崎町2-149	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	56	碧南市川口町	碧南市川口町1-169	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	57	刈谷市寿町	刈谷市寿町1-409	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	58	常滑市保健センター	常滑市新開町5-62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59	大府小学校	大府市桃山町5-44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	60	高浜小学校	高浜市青木町6-1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	61	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ノ峰1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
城	62	東浦町役場	東浦町大字緒川字政所20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	63	武豊町役場	武豊町字長尾山19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<b>衣浦区 小計</b>				<b>2</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>0</b>		

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目										備 考		
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度						
そ の 他 区 城	63	岡崎市羽根管理測定局	岡崎市羽根町字陣場47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			岡崎市管理測定局小計	1	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	
			東三河高等技術専門学校	豊川市一宮町上新切33-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		65	安城農林高校	安城市池浦町茶笥木1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		66	愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷99	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		67	田原市赤羽根町	田原市赤羽根町天神56-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		68	田原市古田町	〃 古田町岡ノ越6-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		69	南知多町片名	南知多町大字片名字新師崎9-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		70	美浜町奥田	美浜町大字奥田字篠路67-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		71	一色町役場	一色町大字前野字新田34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		72	幡豆町中央公民館	幡豆町大字寺部字林添89-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		73	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	<b>そ の 他 区 城 計</b>				<b>5</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>2</b>		
<b>合 計</b>				<b>28</b>	<b>72</b>	<b>2</b>	<b>71</b>	<b>67</b>	<b>9</b>	<b>73</b>	<b>10</b>					

(注) 測定局の名称及び所在地の住所は、平成22年3月末現在のものである。

(資料) 環境部調べ

〔自動車排出ガス測定局〕

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目										備 考
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度				
名 古 屋 区 城	1	千種区役所	千種区堂王山通8-37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	東 桜	東区東桜二丁目1003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目4-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	名塚中学校	西区新福寺町2-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	松蔭高校	中村区烏森町2-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	テレビ塔	中区錦三丁目6-15 先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7	昭和保健所	昭和区阿由知通3-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8	熱田複合施設	熱田区神宮三丁目1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9	熱田神宮公園	〃 旗屋一丁目10-45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10	港 陽	港区港陽一丁目1-65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11	千 籠	南区沙田町1304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12	元塩公園	〃 元塩町2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13	名古屋管理 局 小 計			1	12	1	12	1	1	6	1		
国設飛島自動車交通環境測定所				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<b>名 古 屋 区 城 計</b>				<b>1</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>2</b>			
東 三 河 区 城	14	豊橋市今橋管理測定局	豊橋市今橋町1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		豊橋市管理 局 小 計		1	1	1	1	0	0	1	0			
		豊川市桜町	豊川市桜町1-3-109	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	<b>東 三 河 区 城 計</b>				<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>0</b>			
	16	稲沢市役所	稲沢市稲府町1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	清須市阿原	清須市阿原九丁田 192-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18	豊山町栄児童遊園	豊山町大字豊場字栄80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	あま市稲荷公園	あま市篠田字稲荷76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<b>尾 張 区 城 計</b>				<b>0</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>0</b>				



区 城	測 定 局 所 在 地	測 定 項 目							備 考
		二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子	光 学 化 学 オ キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	
内 陸 区 城	瀬戸市陶原町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	春日井市勝川小学校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	日進市上新地スポーツ公園	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
内 陸 区 城 計		0	3	3	3	2	3	3	1
衣 浦 区 城	碧南市文化会館	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	碧南市源氏神明町1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
衣 浦 区 城 計		0	1	1	1	1	0	1	0
そ の 他 区 城	朝 日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	岡崎市朝日町三丁目36-1	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	管理 矢 作	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	測量 大 平	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
そ の 他 区 城	鳴 田	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	鳴田町字広元306	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
そ の 他 区 域 計		1	4	4	4	3	1	4	4
合 計		3	28	14	28	9	11	22	7

(注) 測定局の名称及び所在地の住所は、平成22年3月末現在のものである。

(資料) 環境部調べ

表6 粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿)	作業基準に関する規制	〃	〃	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造、補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	〃	〃	堆積場、ペルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	〃	県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	堆積場、ペルトコンベア等の粉じん発生施設
炭化水素系物質	〃	〃	〃	ガソリンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

(注) 平成22年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法 県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設) 〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び衣浦区域	特定工場等
	総排出量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等
	燃料使用基準 (重油その他の石油系燃料の硫黄含有率)	大気汚染防止法	名古屋市内の一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法 県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設) 〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置など)	県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	金属溶解炉、電気炉(一定用途に限る)又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場
	濃度規制	大気汚染防止法	〃	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	濃度規制	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	〃	大気指定工場等に設置するばい煙発生施設
窒素酸化物	〃	ディーゼル機関、ガスタビン、ガス機関及びびガソリン機関設置指針	〃 (名古屋市を除く。)	ディーゼル機関、ガスタビン、ガス機関及びびガソリン機関
	揮発性有機化合物 (指定物質*2)	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	揮発性有機化合物 (指定物質*2)	大気汚染防止法	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	揮発性有機化合物 (指定物質*2)	大気汚染防止法	〃	指定物質排出施設 揮発性有機化合物排出施設

\*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・弗化水素、弗素・弗化水素、弗化硅素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質  
県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・弗化水素、鉛及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル及び酸化エチレンの22物質

\*2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質

(注) 平成22年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表 7 大気汚染防止法、電気事業法及びガス事業法に基づく種類別、区域別ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法					電気事業法					ガス事業法					計						
		名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	その他	小計	名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	その他	小計	名古屋		衣浦	東三河	内陸	尾張	その他	小計
1	ボイラ	1,781	995	981	1,787	1,335	8,449	42	18	2	11	3	7	83	9					1		10	8,542
2	ガス発生炉	3					3					1		1									4
3	焙焼炉	8					8																8
4	溶鋸	2					2																2
5	金属溶解炉	97	113	55	139	32	600							1								601	
6	金属加熱炉	502	202	68	367	50	1,291															1,291	
7	石油加熱炉	41					41															41	
8-2	硫黄回収炉	5					5															5	
9	その他焼成炉	7	204			13	215															215	
10	反応炉	28	15	1	77	6	133															133	
11	骨材乾燥炉	14	6	8	27	7	76															76	
12	製鋼用電気炉	23	3	2			29															29	
13	廃棄物焼却炉	47	43	28	53	50	263															263	
14	銅等精錬用溶鋸炉	5	1				6															6	
18	活性炭製造用反応炉																						
19	塩素反応施設	3	3				6															6	
20	アルミ製錬用電気炉	1					1															1	
21	複合肥料製造用反応施設	1					1															1	
24	鉛蓄電池製造用溶鋸炉	18	2	4			24															24	
25	鉛蓄電池製造用乾燥施設																						
26	鉛系顔料製造用乾燥施設																						
28	コーキング炉	9					9															9	
29	ガスタービン	222	11	7	19	4	263	244	58	26	122	65	63	578	2						2	843	
30	ブレイゼル機関	905	44	26	17	31	1,039	748	132	146	244	169	167	1,606	6					1	7	2,652	
31	ガス機関	58	2	2	2	1	63	66	22	23	44	27	27	209								272	
32	ガスリフト機関																						
施設数計		3,871	1,774	1,221	2,636	1,564	13,064	1,100	230	197	421	265	154	2,478	17					2	19	15,561	
工場・事業場数計		1,394	539	542	672	622	899	803	142	118	263	189	154	1,669	5					2	7	6,344(422)	

(注) 1 平成22年3月末現在(名古屋、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む)  
 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。  
 3 区域は、次の付表のとおりである。  
 4 工場・事業場数計については、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法に重複して届出をしている事業場数を( )内に内数で示した。  
 (資料) 環境部調べ

付表

区域区分	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道23号以南の地域に限る。）及び海部郡飛島村（一般国道23号以南の地域に限る。）
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町
東三河区域	豊橋市、豊川市（平成18年1月31日における豊川市の区域及び平成20年1月14日における旧宝飯郡御津町の区域に限る。）、蒲郡市、田原市（平成15年8月19日における旧渥美郡田原町の区域に限る。）及び宝飯郡
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡及び西加茂郡
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（名古屋区域に掲げる区域を除く。）、西春日井郡、丹羽郡及び海部郡（名古屋区域を除く。）
その他区域	上記に掲げる区域以外の地域

(注) 区域区分は、特に時点を明示したものを除き、平成18年4月1日における行政区画、その他の区域又は道路によって標示されたものである。

表 8 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	8			8
2	堆積場	514	4		518
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	3,039	81	2	3,122
4	破砕機及び摩砕機	422	2	1	425
5	ふるい	335	2	1	338
	施設数計	4,318	89	4	4,411
	工場・事業場数計	524	1	1	526

(注) 1 平成22年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

表 9 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設（吹付塗装）	186
3	塗装用乾燥施設	34
4	積層接着用乾燥施設	47
5	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	81
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	24
7	グラビア印刷用乾燥施設	14
8	工業用洗浄施設	23
9	貯蔵タシ	1
	施設数計	415
	工場・事業場数計	88

(注) 1 平成22年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

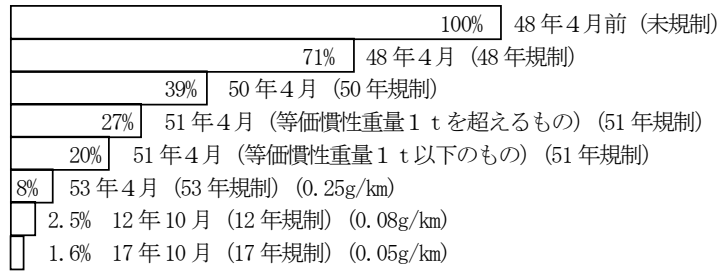
(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移

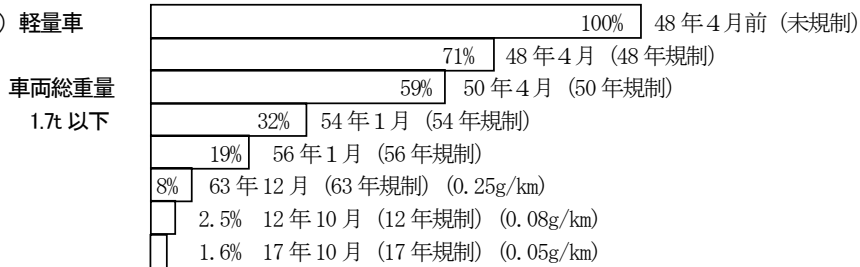
〔ガソリン・LPG車〕 ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

1 乗用車

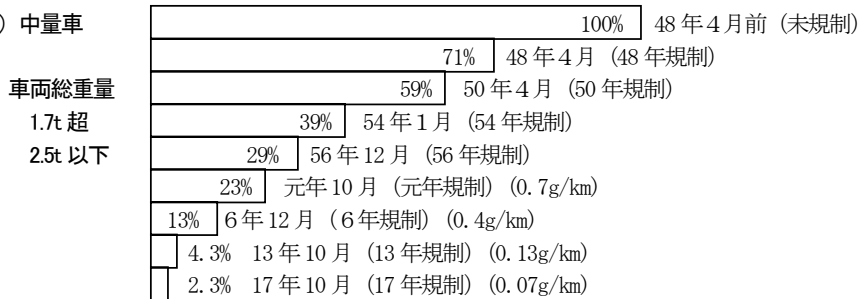


2 トラック・バス

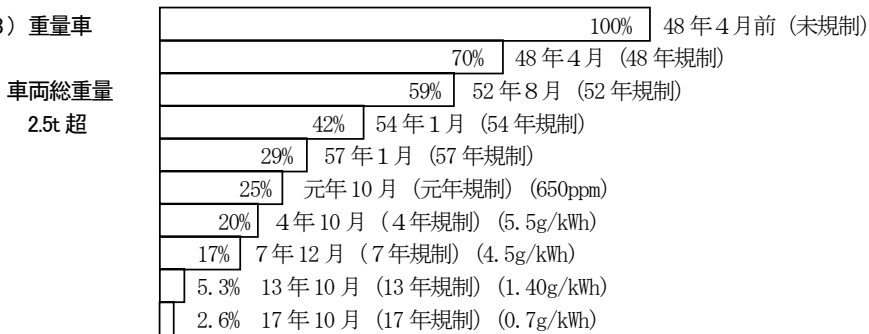
(1) 軽量車



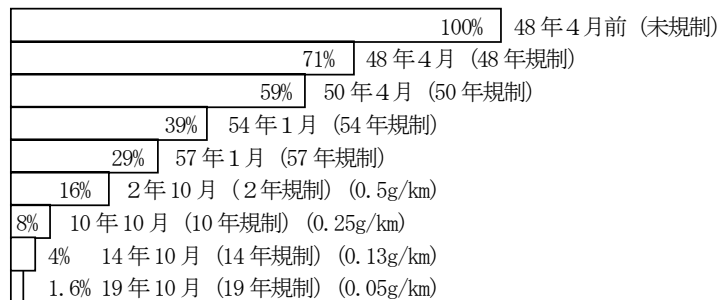
(2) 中量車



(3) 重量車



3 軽貨物車



(資料) 環境部調べ

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）設定の推移

[ディーゼル車]

1 乗用車

	小型車(等価慣性重量 1.25t 以下)	中型車(等価慣性重量 1.25t 超)	
49年9月前(未規制)	100%		100%
49年9月(49年規制)	80%		80%
52年8月(52年規制)	68%		68%
54年4月(54年規制)	60%		60%
57年1月(57年規制)	52%		52%
注1(61,62年規制)	29%	37%	注1(61,62年規制)
2年12月(2年規制)(0.5g/km)	21%	26%	4年10月(4年規制)(0.6g/km)
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	16%	10年10月(10年規制)(0.4g/km)
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	12%	14年10月(14年規制)(0.3g/km)
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	6%	17年10月(17年規制)(0.15g/km)
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%	3%	21年10月(21年規制)(0.08g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

	副室式
49年9月前(未規制)	100%
49年9月(49年規制)	80%
52年8月(52年規制)	68%
54年4月(54年規制)	60%
57年10月(57年規制)	52%
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%

(2) 中量車

	副室式	直噴式
49年9月前(未規制)	100%	100%
49年9月(49年規制)	80%	80%
52年8月(52年規制)	68%	68%
54年4月(54年規制)	60%	56%
57年10月(57年規制)	52%	49%
58年8月(58年規制)		
63年12月(63年規制)	47%	40%
63年12月(63年規制)		
5年10月(5年規制)(1.3g/km)注2	47%	26%
5年10月(5年規制)(1.3g/km)		
注3(9、10年規制)(0.7g/km)	25%	14%
注3(9、10年規制)(0.7g/km)		
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%	10%
15年10月(15年規制)(0.49g/km)		
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%	5%
17年10月(17年規制)(0.25g/km)		
注8(21、22年規制)(0.15g/km)	5%	3%
注8(21、22年規制)(0.15g/km)		

(3) 重量車

	副室式	直噴式
49年9月前(未規制)	100%	100%
49年9月(49年規制)	80%	80%
52年8月(52年規制)	68%	68%
54年4月(54年規制)	60%	56%
54年4月(54年規制)		
57年10月(57年規制)	52%	49%
58年8月(58年規制)		
元年10月(元年規制)	47%	42%
元年10月(元年規制)		
注4(63、元、2年規制)(400ppm)		
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)	46%	35%
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)		
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)	41%	26%
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)		
注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)	31%	20%
注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)		
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)	18%	12%
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)		
注8(21、22年規制)(0.7g/kWh)	6%	4%
注8(21、22年規制)(0.7g/kWh)		

注1. 61年規制：61年10月手動変速機付車両  
62年規制：62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

3. 9年規制：9年10月手動変速機付車両  
10年規制：10年10月自動変速機付車両

4. 63年規制：63年12月車両総重量3.5t以下のもの  
元年規制：元年10月車両総重量3.5t超のもの  
(車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く)  
2年規制：2年10月車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車

5. 9年規制：9年10月車両総重量3.5t以下のもの  
10年規制：10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの  
11年規制：11年10月車両総重量12t超のもの

6. 15年規制：15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの  
16年規制：16年10月車両総重量12t超のもの

7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

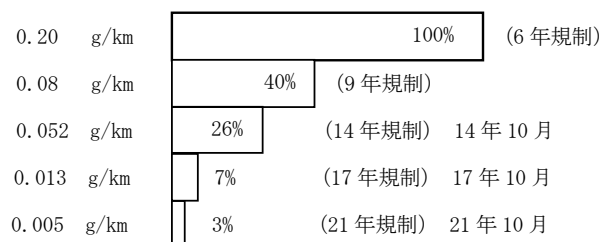
8. 21年規制：21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの  
12t超のもの  
22年規制：22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの  
3.5t超、12t以下のもの

(資料) 環境部調べ

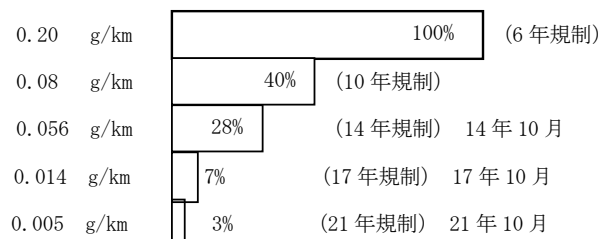
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

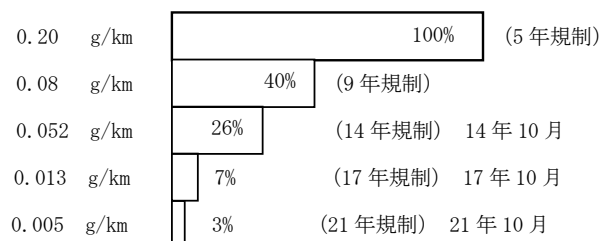
ディーゼル乗用車(小型車) (等価慣性重量 1.25t 以下)



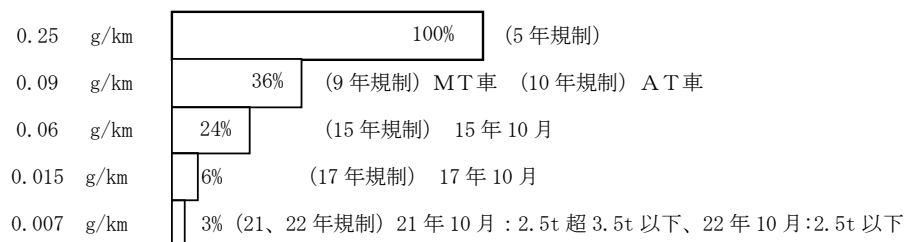
ディーゼル乗用車(中型車) (等価慣性重量 1.25t 超)



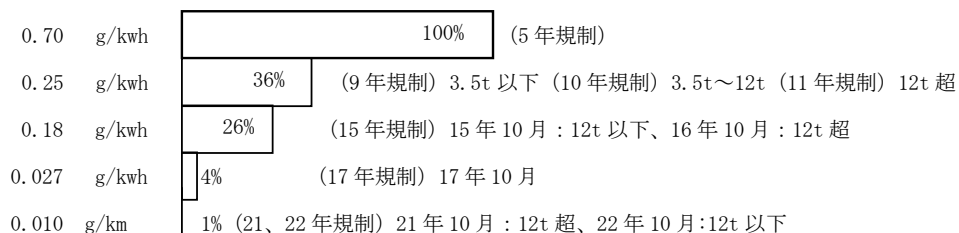
ディーゼル軽量車(車両総重量 1.7t 以下)



ディーゼル中量車(車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下) ※



ディーゼル重量車(車両総重量 2.5t 超) ※



(資料) 環境部調べ